

令和元年第10回大川市教育委員会（定例会）会議録

令和元年8月6日、大川市役所第2委員会室において、令和元年第10回教育委員会（定例会）を開催した。出席者及び会議の経過並びに結果は次のとおりである。

1. 開会及び閉会に関する事項

開会 14時00分
閉会 15時15分

2. 出席委員の氏名

教育長 記伊 哲也
委員 谷川 朋昭
委員 一ノ瀬直子
委員 蔵本美保子
委員 恵崎 浩則

3. 欠席委員

なし

4. 事務局等の出席者

学校教育課長	石橋 正隆
学校教育課主幹	古賀美保理
生涯学習課長	岡 辰磨
学校教育課長補佐	山口 馨
生涯学習課長補佐	岡 美詠子
記録者・学校教育課総務係	永島 潤一

5. 傍聴者

なし

6. 付議案件

審議事項

- (1) 議案第18号 大川市清力美術館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
- (2) 議案第19号 大川市スクールバスの試験運行に関する要綱の制定について
- (3) 議案第20号 大川市立小・中学校の校区外・区域外就学に関する許可基準の一部改正について

報告事項

- (1) 臨時職員等の任用について
- (2) 更生保護サポートセンターの文化センター設置について

7. 教育長の挨拶の要旨

- (1) 九州地区市町村教育委員会連合会総会について
大分市で行われた。10年後の学習指導要領のキーワード「個別最適化」について話が
あった。

(2) 大川・大木地区青少年弁論大会について

昨年まで大川市内の弁論者は国旗に一礼をする流れがあったが、今年は誰も一礼しなかった。そのため、講評で「県の高中生弁論大会では、国内生徒は誰も国旗に一礼せず、一礼をしたのは留学生1名のみで、県立高校の先生方は非常に残念に思ったそうさ」という話をした。その4日後の大川市社会を明るくする運動推進大会及び青少年育成市民大会のときは、全員国旗へ一礼していた。指導をすればできるのだろう。国歌、国旗とも大切な伝統文化である。

(3) 日韓交流について

連日の報道にもあるとおり、現在日韓関係が非常に緊迫している。大川市では、大川中央ライオンズクラブ主催で、8月2～4日に2泊3日で、韓国の子供達と大川市の子供達の交流会をふれあいの家にて予定していたが、韓国側から4、5日前に渡航中止連絡があり、大川市の子供達だけで実施した。政治的な歪みが大川市の教育にまで影響を及ぼしており、非常に残念に感じている。

当市は韓国との交流が多いので、早期の関係回復を期待したい。

8. 議事の概要

審議事項	(1) 議案第18号 大川市清力美術館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
	質問・意見等なし
	《採決》 全員挙手により原案のとおり承認
審議事項	(2) 議案第19号 大川市スクールバスの試験運行に関する要綱の制定について
委員	利用対象者の規定に「指定校までの通学距離が6kmを超える地域がある行政区の生徒」とあるが、行政区で区分するのはなぜか。
事務局	通学距離の計測については、どのような方法を用いても多少の誤差が生じる。また、僅かな差で許可・不許可の差が生じるのは不均衡であるため、そのようなことがないように、少し広い範囲ではあるが、行政区で区切る方法を採用した。
委員	利用許可の取消し等について「1ヶ月のうち休業日を除いて10日以上スクールバスを利用しなかった場合」とあるが、この10日というのはどのような理由からか。 また、道海島町と鐘ヶ江町の生徒で使用するスクールバスの車種、定員数は。
事務局	許可取消しの10日については、スクールバス検討小委員会にて協議を行った結果、提案があった日数。 道海島町と鐘ヶ江町の生徒数は1年生から3年生で70名弱。現段階ではそのうち何名から申請があるか不明であるため、現時点でのバスの車種・規模は検討していない。
教育長	「1ヶ月のうち10日以上」の基準についてのもう少し詳しい説明を。

事務局	当初は「1ヶ月程度」としていたが、生徒が通学するのは年間200日程度。検討している中で「1ヶ月程度」の期間は長すぎるという意見が委員からあがった。これを受けて、学校・PTA側から10日という提案があった。今はまだ試験運行の段階であるため、今後も検討をしながら進めていく。
教育長	学校管理規則等を見ると1週間や10日間という基準を見かける。何かしらの基準を設け、区切らないといけないということでご理解いただきたい。この基準が短いか長いかは試験運行の中で判断していく。
委員	何年間か試験運行を繰り返していくという説明であるが、いつまで試験運行を続ける形になるのか。
事務局	状況が変動する可能性があるので、数年間は試験運行になるのではないかと考えている。何年か経てば、傾向が掴めてくる。そのときに正式な運行要綱を定める。
委員	大川桐英中学校のスクールバスの運行は。
事務局	大川桐英中学校には、「通学距離が6km以上」の基準を満たす区域がないため、運行しない。
委員	休業日以外は運行ということだが、部活動のときの運行はないのか。また、乗り遅れた場合、生徒は各自で対応ということか。
事務局	授業のある日・出校日以外は運行しないため、部活動のみでの運行はしない。また、乗り遅れの場合は他の生徒に影響が出るため、待つ等の対応はしない。乗り遅れた場合は自力での通学となる。
委員	自力でということだが、自転車通学に関しても申請があると思うが、スクールバスの申請と自転車通学の申請を両方許可する場合もあるということか。
事務局	「自転車通学に関しては、距離基準を設けない」と決定されたことから、全生徒が自転車通学の申請を行うと考えられる。また、スクールバス通学を申請する生徒も、部活動等で自転車を使用する場合もあることから、自転車通学の申請も併せて行うと想定している。
《採決》 全員挙手により原案のとおり承認	
審議事項	(3) 議案第20号 大川市立小・中学校の校区外・区域外就学に関する許可基準の一部改正について
委員	道海島町と鐘ヶ江町は大川桐薫中学校まで距離が6km以上ということから、大川桐英中学校に校区外通学の申請が可能とあるが、大川桐英中学校までの距離はどのくらいか。
事務局	大川桐英中学校から道海島団地まで約5km、鐘ヶ江町は約4kmとなる。大

	<p>川桐薫中学校から道海島町は通常の道順であれば7 km超の距離。諸富町経由であれば約6 kmとなる。1 kmほどの差はあると考えられる。</p>
委員	<p>自転車での通学路の指定はしないのか。</p>
事務局	<p>通学路についてはこれまで明確にしておらず、通学路交通安全プログラムの中で点検及び整備を行ってきた。</p> <p>1名の生徒の通学を理由に通学路と認定し整備するのは効率的ではない。整備を行うためには、ある程度箇所を絞る基準が必要。小学校については、今年度学校長が通学路を指定することに決定した。</p> <p>一方で中学校についてはこの決定を見送った。その理由としては、中学生がどの道を通って通学するのか予想ができず、小学生の徒歩通学とは実態が変わることが想定されるため、統合後に通学路の実態を確認後に通学路の指定を検討していく。</p>
教育長	<p>質問趣旨としてはどの道を通って通学してもよいのかということだが、それについてはどうか。</p>
事務局	<p>現時点では中学校については「通学路を通りなさい」とはしていない。</p>
教育長	<p>どの道でも通学可能ということ。</p>
事務局	<p>中学生であるからある程度の自覚を持って通学するだろうと考えるか、安全性を考えて通学路を指定するかは今後の検討事項である。</p>
委員	<p>校区外就学についておおまかな申請者数は把握しているのか。</p>
事務局	<p>把握はしていない。しかし、現行の制度内では、現中学校1年生の中で道海島校区から大川中学校へ通学している生徒は1名のみであり、あまり多くはないと予想される。あくまでも遠距離通学の負担軽減のための特例措置である。</p>
教育長	<p>あくまでも特例措置であり、原則として道海島町と鐘ヶ江町の生徒は大川桐薫中学校へ進学するということか。</p>
事務局	<p>そのとおり。</p>
教育長	<p>規制緩和をしすぎると、学校生徒数が0になってしまった事例も全国にあるので、ある程度は規制をしていく。</p>
委員	<p>旧基準にある許可基準1.5 kmの部分はなくなっているが、新旧の基準で比べた場合、旧基準ではA中学校に行けたが、新基準ではB中学校にしか行けない生徒が出てくる可能性はあるのか。</p>
事務局	<p>細かい部分までは精査していないが、そのような地域はある。しかし、統合前は、大川中学校の目の前に大川東中学校区があるなど極端なケースがあったが、</p>

教育長	統合した後はそのような極端なケースはないので、今回改めて基準を見直した。
事務局	三又校区の諸富はどうなるのか。
事務局	直線距離ではなく、通学するルートでも変わってくる。先ほどのケースに当てはまる地域もあると考えられるが、今回の改正で、あくまでも6kmを遠距離と定める基準とした。
教育長	仮にそのような地域があっても、改正後はこの基準でいくということである。
《採決》 全員挙手により原案のとおり承認	
報告事項	(1) 臨時職員等の任用について
質問・意見等なし	
報告事項	(2) 更生保護サポートセンターの文化センター設置について
質問・意見等なし	